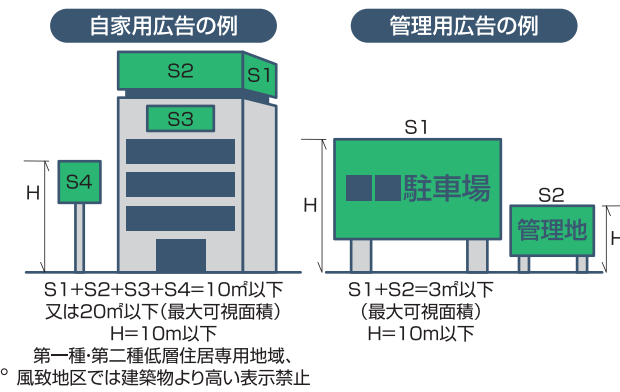
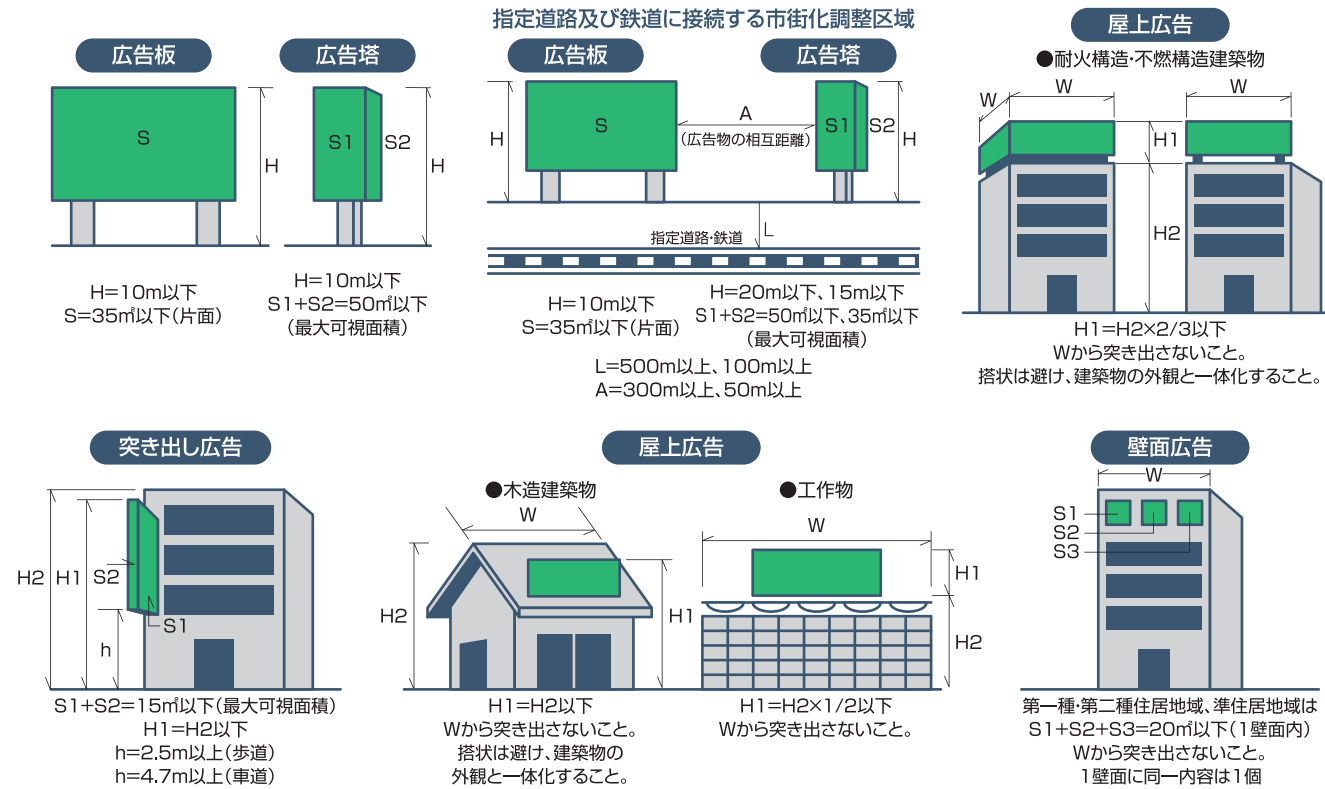


適用除外

1. 法令の規定により表示するもの。
2. 自己の名称や事業内容を自己の住所や事業所内に表示する一定規模のもの(自家用広告物)。
3. 自己の敷地や物件を管理するために表示する一定規模のもの(管理用広告物)。
4. 冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの。
5. 講演会等のために、会場の敷地内に表示するもの。
6. 人や車両等に表示するもの。
7. 収益目的でないもの又は政治団体の政治活動のもので、一定規模のもの(表示面積1㎡以下及び高さ1.8m以下)。



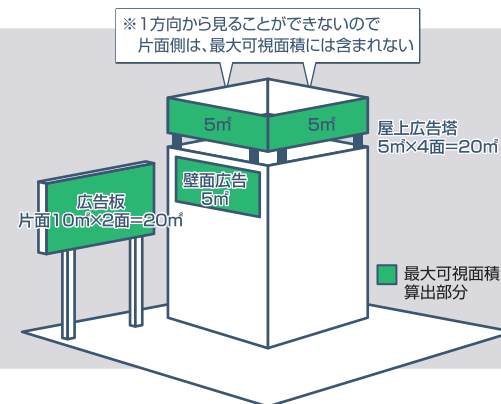
個別基準



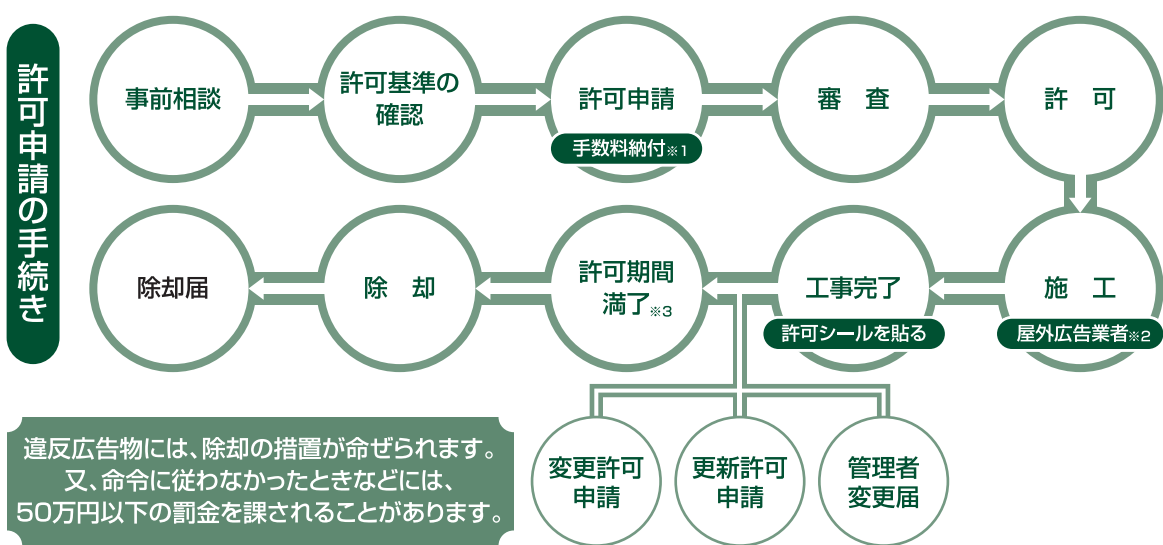
※なお禁止地域においては、一般広告物は表示不可、自家用広告物においても他の広告物を含む最大可視面積が 20㎡ 以下の基準が適用になります。

最大可視面積とは

同一敷地内の全ての広告物を一方向から見たときに同時にみることができる複数の広告物の表示面積の合計(最大値)を最大可視面積といいます。図の最大可視面積は緑色の部分の合計(広告板の片面 10㎡ 、壁面広告 5㎡ 、屋上広告塔の $2面10\text{㎡}$)の計 25㎡ です。



手続きの流れ/屋外広告業について



※1 許可申請手数料

区分	単位	許可期間	手数料
広告板 広告塔 屋上広告板 屋上広告塔 壁面広告 アーチ広告 突き出し広告 アーケード広告	ネオンサイン その他照明設備を有しないもの	1年以内	900円
	一の広告物又は掲出物件の 広告表示面積 5㎡ につき	1年を超え、3年以内	1,300円
	ネオンサイン その他照明設備を有するもの	1年以内	1,200円
		1年を超え、3年以内	1,900円

※2 屋外広告業の登録又は特例届出

豊橋市内で屋外広告業を営もうとする場合には、豊橋市へ登録申請又は特例の届出をする必要があります。また、登録又は届出事項に変更があった場合にも、その旨を届け出る必要があります。

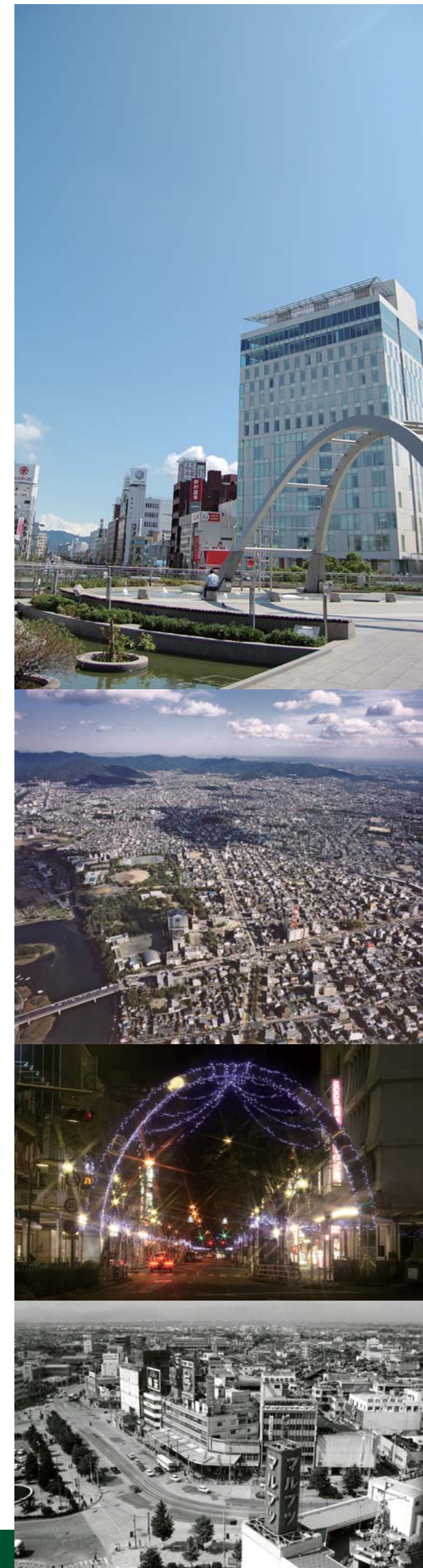
※3 許可の期間は「1年以内、又は1年を超え3年以内」、「簡易な広告物については3月以内」となります。

安全点検について

屋外広告物は、私たちに必要な情報を伝えるだけでなく、街に活気や個性を与えるなど、街の表情の一部になっています。しかし、適正な維持管理が行われないと、周辺の景観を損なうばかりでなく、落下や倒壊による危険や交通安全上の問題も発生します。専門知識を持った業者に点検を依頼するなど、適正に管理しましょう。なお、屋外広告物の許可申請の更新時は市指定の「屋外広告物安全点検確認書」の提出が必要です。



豊橋市役所 都市計画部都市計画課
 〒440-8501 豊橋市今橋町1
 TEL : 0532-51-2615 / FAX : 0532-56-5108
 Mail : toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp
 発行/平成28年10月



豊橋市 TOYOHASHI CITY 屋外広告物条例の手引き